

第2次 安中市行政改革大綱

平成27年度～平成31年度



平成27年3月

安中市

目次

I 策定の趣旨

1	これまでの行政改革に対する取り組み	1
	(1) 行政改革大綱・行政改革大綱実施計画の策定	1
	(2) 取り組みの状況	1
2	本市を取り巻く現況	2
	(1) 人口減少・少子高齢社会の進展	2
	(2) 地方分権の進展と課題	6
	(3) 地方創生への対応	6
	(4) 財政状況	7
3	行政改革の必要性	9

II 行政改革推進項目

1	市民ニーズの把握と協働	10
	(1) 市民にとってわかりやすい形での情報の提供等	10
	(2) 市民ニーズを間断なく把握	10
	(3) 市民が意見のしがいのある行政をめざして	10
	(4) 市民のやりがいと市民力を引き出す仕組み作り	11
2	職員の資質向上と人事制度	11
	(1) 市民と同じ目線で考える人材育成・職員の資質向上	11
	(2) 既得権益にも対抗できるしっかりとした職員の育成	11
	(3) 人事制度の見直し	11
3	効率的・弾力的かつ機動性のある組織の整備	12
	(1) 進捗管理とPDCAサイクル	12
	(2) 組織の弾力的運用	12
	(3) 機動性のある行政運営	12
4	健全な財政運営	13
	(1) 歳出の削減と財源の確保	13
	(2) 市有施設の適正な管理	13
	(3) 地方公営企業・第三セクターの経営の健全化	13

III 推進方法

1	計画の期間	14
2	実施計画の策定	14
3	実施状況の公表	14
4	進行管理	14

資料編	資料編	15
-----	-----	----

用語解説	用語解説	16
------	------	----

I 策定の趣旨

1 これまでの行政改革に対する取り組み

(1) 行政改革大綱・行政改革大綱実施計画の策定

本市では、合併後の行政改革を推進するため、安中市行政改革審議会からの答申のもと、平成 20 年 3 月に平成 20 年度から平成 26 年度までの 7 年間に計画期間とした「安中市行政改革大綱」を策定しました。この大綱では、分野ごとに行政改革推進項目を設定しました。

その後、大綱に示したそれぞれの行政改革推進項目について、現状や課題を把握し目標を掲げた実施計画を策定し、目標達成に向けて取り組んで参りました。

(2) 取り組みの状況

実施計画では、行政改革推進項目を 80 項目に細分化し、それぞれ年度ごとに目標達成に向けた具体的な取り組み内容を示しました。細分化した行政改革推進項目については、平成 20 年度の実施計画策定当時に目標達成に向けて実施方法等を検討していたもの（図表－1「検討」の計）が 64 項目、既に目標達成に向けて何らかの取り組みに着手していたもの（図表－1「実施」の計）が 16 項目ありました。

平成 25 年度末における目標達成に向けた進捗状況は、図表－1 のようになっています。目標を達成したものが 13 項目（16.25%）、目標の一部を達成したものが 9 項目（11.25%）、合わせても 22 項目（27.5%）であり全体の 3 割にも達しておらず、目標の達成率は低いものとなっています。

また、平成 20 年度の状況が「検討」で平成 25 年度末も「実施に向け検討中」のものが 30 項目、平成 20 年度の状況が「実施」で平成 25 年度末も「目標達成に向け実施中」のものが 8 項目ありますが、これらについては、平成 20 年度の計画策定当時から目立った進展がないと解釈することができ、80 項目中 38 項目と全体の半数近くを占めています。

このような状況からも、今後も本当に事業が必要なのかという根本的な観点から見直す必要性があり、行政改革の必要性は高いと考えられます。

【図表－1】平成 25 年度末における行政改革推進項目進捗状況

区 分		平成 20 年度の状況		計	割合 (%)
		検討	実施		
平成 25 年度の状況	目標を達成	6	7	13	16.25
	目標を一部達成	8	1	9	11.25
	目標達成に向け実施中	17	※ 8	25	31.25
	実施に向け検討中	※ 30	—	30	37.50
	その他	3	—	3	3.75
計		64	16	80	100.00

※印は策定当時から目立った進展がないと捉えられるもの

2 本市を取り巻く現況

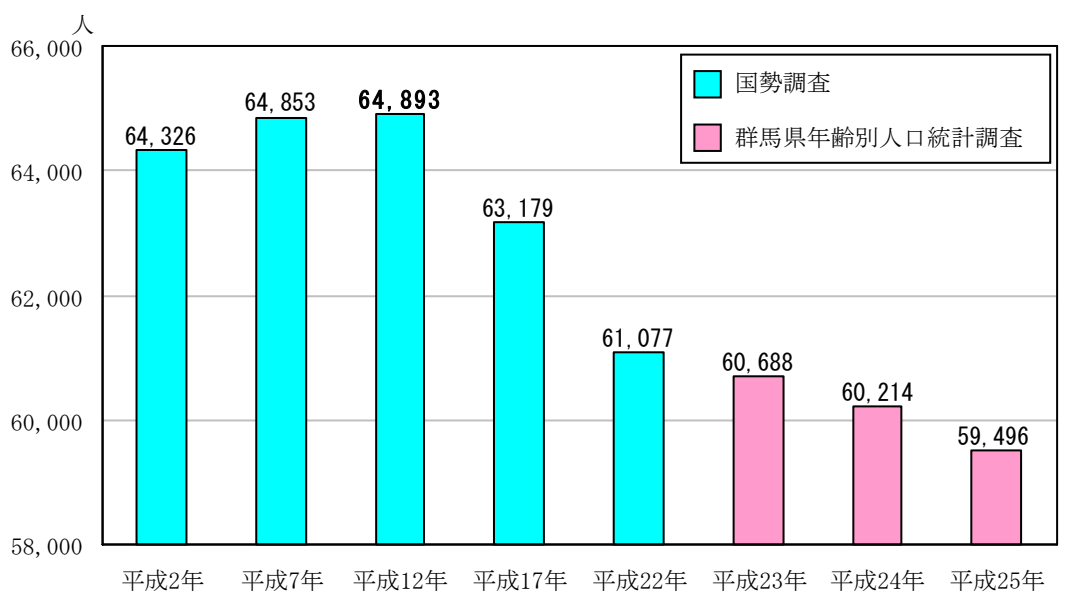
(1) 人口減少・少子高齢社会の進展

■止まらない人口の減少

合併前の旧安中市、旧松井田町の時代を通じた本市の国勢調査人口は、戦後の間もない頃を除くと平成12年をピーク（64,893人）に減少しています。

また、国勢調査が実施されない年に群馬県が実施している群馬県年齢別人口統計調査においても、本市の人口は年々減少し続けており、平成25年の調査では6万人を下回る結果となりました。

【図表-2】安中市の人口の推移



出典：国勢調査、群馬県年齢別人口統計調査

注：グラフの減少傾向が平成22年以降緩やかになっているのは、平成22年までは5年毎のグラフ、平成22年以降は1年毎のグラフとなっているためです。

■進む少子化・加速する高齢化

平成25年の群馬県年齢別人口統計調査における本市の0～14歳の年少人口は6,870人（11.6%）、65歳以上の老年人口は17,955人（30.2%）となっています（図表-3, 5, 6を参照）。本市の年少人口の割合は、全国や群馬県の割合よりも低く、逆に老年人口の割合は高くなっています。県内12市の中でも高齢化率*1は2番目に高く、年少人口割合も渋川市と同率で2番目に低くなっています（図表-4を参照）。

また、ここ数年の合計特殊出生率*2は、全国的にはやや上昇傾向にあります。

本市では上昇や下降を繰り返しています（図表－7を参照）。平成25年の合計特殊出生率は、全国が1.43、群馬県が1.41に対し、本市は1.21となっており、全国や群馬県に比べ低くなっています。夫婦2人から1.21人しか子どもが生まれないため、少子化の傾向は加速していくと考えられます。

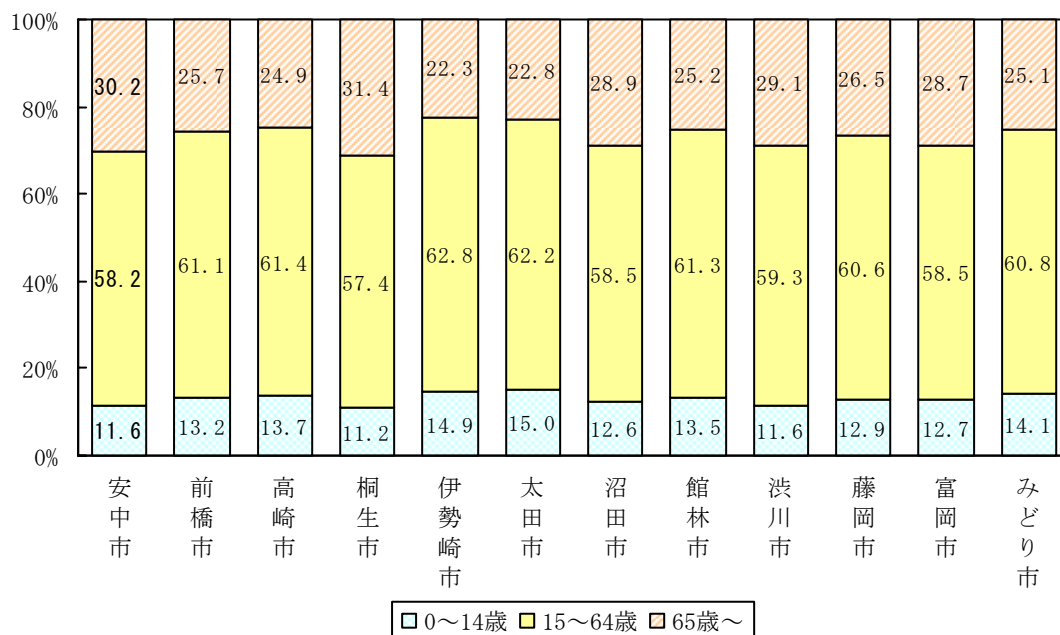
【図表－3】安中市の年齢3区分別人口の推移

単位：人

年齢区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年
年少人口（0～14歳）	11,371	10,284	9,588	8,522	7,578	6,870
生産年齢人口（15～64歳）	42,842	42,385	41,392	39,124	36,556	34,587
老年人口（65歳～）	10,111	12,184	13,910	15,533	16,859	17,955
年齢不詳	2	—	3	—	84	84
合計	64,326	64,853	64,893	63,179	61,077	59,496

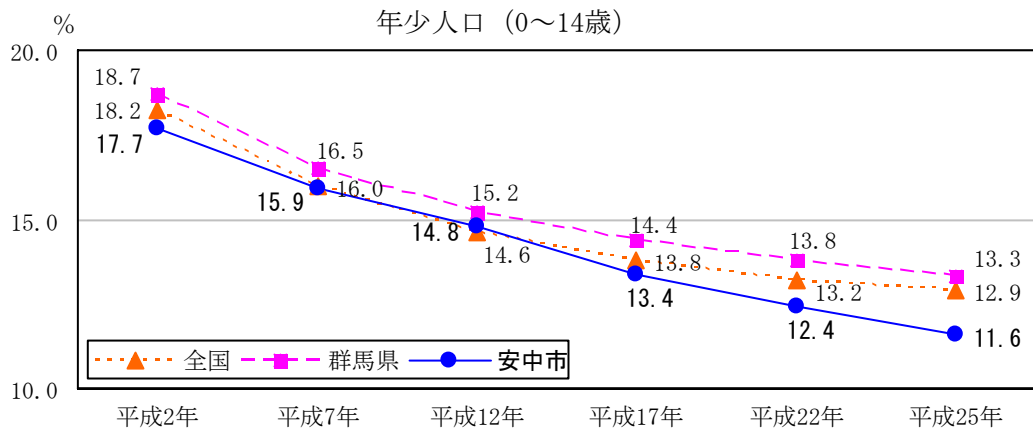
出典：国勢調査、群馬県年齢別人口統計調査

【図表－4】県内各市の年齢3区分別人口割合（平成25年10月1日現在）



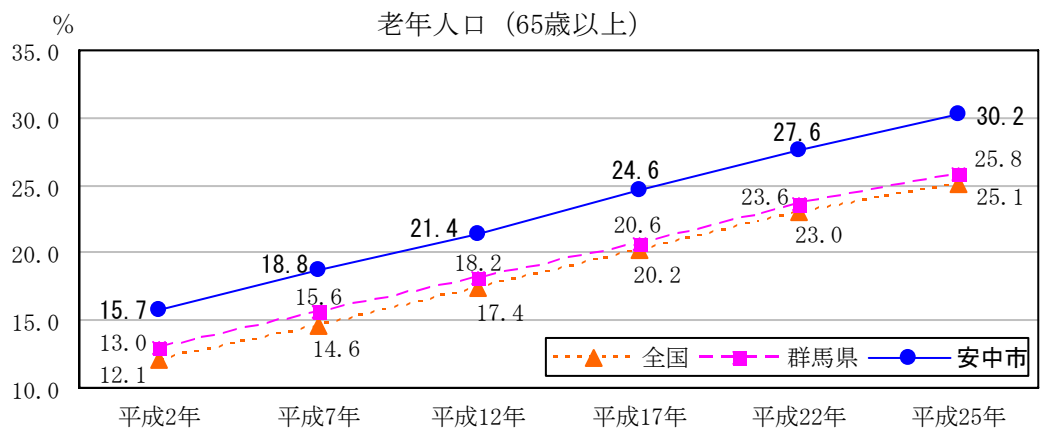
出典：群馬県年齢別人口統計調査

【図表-5】年少人口割合の推移



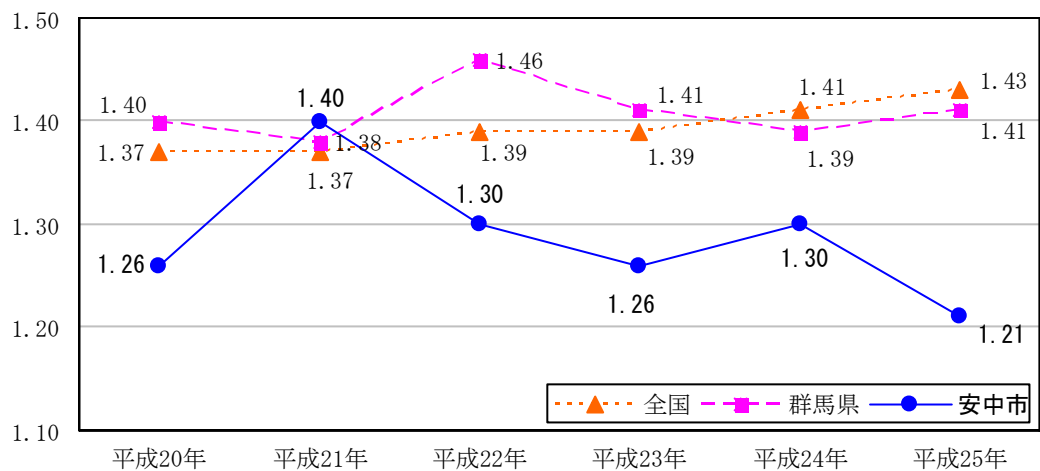
出典：国勢調査、人口推計（総務省統計局）

【図表-6】老年人口割合の推移



出典：国勢調査、人口推計（総務省統計局）

【図表-7】合計特殊出生率の推移



出典：群馬県健康福祉統計年報、群馬県人口動態統計概況

■将来の本市をとりまく状況

国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口では、わが国の人口は減少し続け、少子化や超高齢社会*³が一層進むものと予想されています。

本市においても少子化・超高齢社会の傾向は今後も一段と強まると見込まれています。平成52年の年少人口の割合は全国が10.0%であるのに対し本市は8.5%、老年人口の割合は全国が36.1%であるのに対し本市は43.4%であり、少子高齢化への対策は急務であるといえます。

【図表－8】 将来推計人口

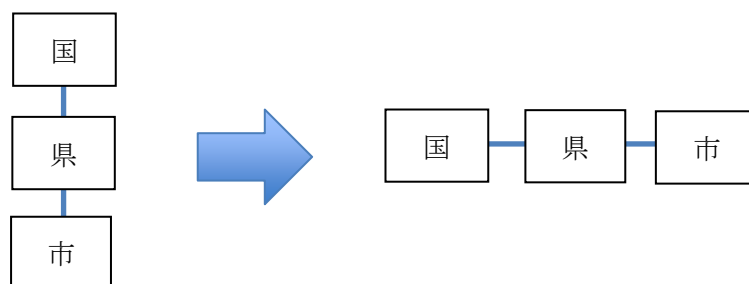
区 分		平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年	平成 42 年	平成 47 年	平成 52 年
総人口	全 国	126,597 千人	124,100	120,659	116,618	112,124	107,276
	群馬県	1,971,225 人	1,920,494	1,857,908	1,787,483	1,710,958	1,629,974
	安中市	58,491 人	55,674	52,613	49,419	46,145	42,770
年少人口	全 国	15,827 千人 (12.5%)	14,568 (11.7%)	13,240 (11.0%)	12,039 (10.3%)	11,287 (10.1%)	10,732 (10.0%)
	群馬県	254,094 人 (12.9%)	229,720 (12.0%)	208,40 (11.2%)	189,014 (10.6%)	177,245 (10.4%)	169,341 (10.4%)
	安中市	6,528 人 (11.2%)	5,679 (10.2%)	4,938 (9.4%)	4,325 (8.8%)	3,933 (8.5%)	3,653 (8.5%)
老年人口	全 国	33,952 千人 (26.8%)	36,124 (29.1%)	36,573 (30.3%)	36,849 (31.6%)	37,407 (33.4%)	38,678 (36.1%)
	群馬県	543,473 人 (27.6%)	577,951 (30.1%)	581,686 (31.3%)	579,851 (32.4%)	582,611 (34.1%)	596,440 (36.6%)
	安中市	18,963 人 (32.4%)	19,935 (35.8%)	19,708 (37.5%)	19,338 (39.1%)	18,858 (40.9%)	18,550 (43.4%)

出典：国立社会保障・人口問題研究所

(日本の将来推計人口、日本の地域別将来推計人口)

(2) 地方分権の進展と課題

国・県・市という垂直的な位置づけが平成 12 年の地方分権一括法によって、水平的な位置づけへと転換しました。そして昨今の地方分権の進展に伴い、各種の権限が国・県から市へ移譲され、個性ある地域づくりが可能になるとともに、地域の自主性・自立性が求められるようになりました。



自主的・自立的な地域を作るためには、第一に行政が政策の優先順位を含め市民ニーズをきちんと把握することが重要で、第二に市民は地域づくりに参加し行政任せにしない姿勢を持ち行政と協働することが必要です。

行政にはこれまで以上の機動性や多様性が求められますから、限られたマンパワーで増加する事務量に対応するため、職員の質の向上も図らなければなりません。

(3) 地方創生への対応

平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」及び「地域再生法の一部を改正する法律」の地方創生関連 2 法案が可決・成立し、同年 12 月には日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及びこれを実現するため、今後 5 か年の目標や施策の基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」がとりまとめられました。

これに伴い、地方自治体も国の長期ビジョンを勘案した「地方人口ビジョン」や各地域の実情に合わせた「地方版総合戦略」を定めるよう求められています。

このため、本市においても人口の現状分析と将来展望を盛り込んだ人口ビジョンを策定するとともに、具体的な施策や目標を盛り込んだ総合戦略を定め、地方創生の流れから取り残されることがないように適切に対応する必要があります。

(4) 財政状況

本市の財政状況は、県内では比較的安定した税収を維持しており、近年では普通地方交付税における合併算定替*4によって財政面は一時的に改善の傾向にあります。しかし、少子化対策や高齢者対策などの社会福祉関連施策に要する経費は増加し、学校施設の耐震化事業などで地方債によって資金調達しているため、今後財政状況が好転する要素は少ないといえます。

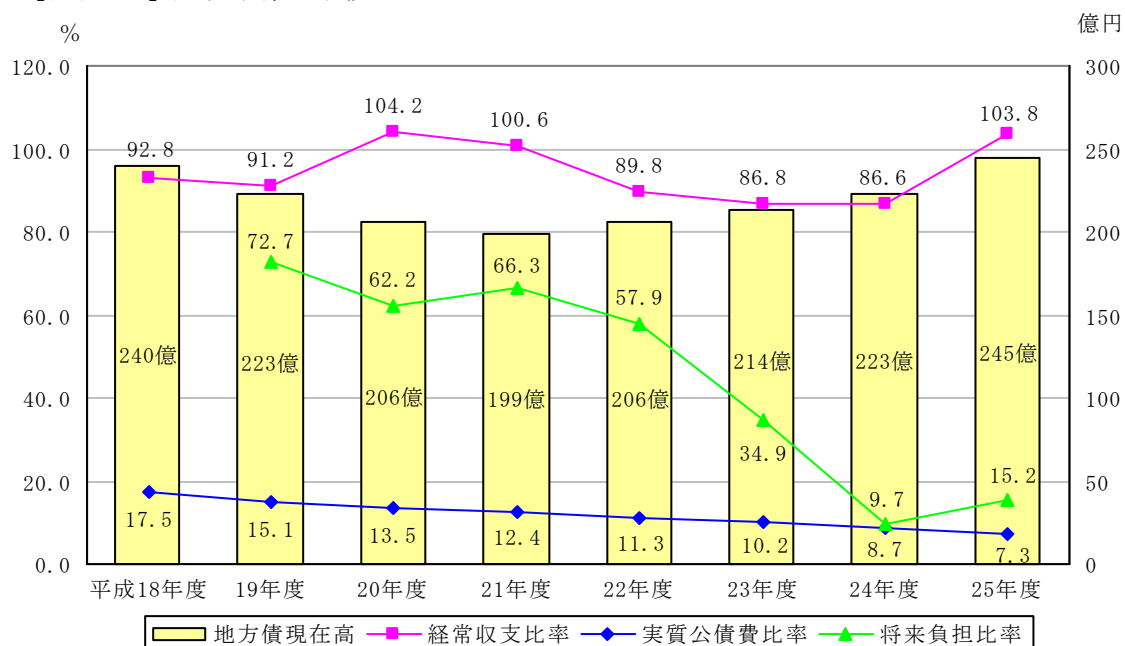
本大綱が検討された平成26年で入手できる最新のデータである平成25年度決算では、財政の健全化を判断する4つの指標*5のうち、市の活動費用に対する現在の借金の比率を示した実質公債費比率*6が7.3%、市の活動費用に対する将来を含めた借金や退職金など将来払うことが決まっている費用の比率を示した将来負担比率*7が15.2%となっており、国が示す財政健全化の基準*からすると大きく下回っています。しかし、市の活動費用に占める人件費・扶助費・公債費のような経常的に支払う割合を示した経常収支比率*8は平成22年度から平成24年度までは100%を十分に下回っていましたが、平成25年度は103.8%となり、県内12市の中で唯一100%超となり最も悪い値となっています。

また、今後の見通しについては、合併算定替による特例措置が平成28年度から段階的に縮小され始め、財政状況はさらに厳しくなるものと見込まれます。

このため、更なる歳入確保に向けた対策と歳出削減に努める必要があります。

★実質公債費比率は、25%以上になると国から早期健全化団体として財政の健全化を強く求められます。35%以上になると国の管理下に入り自治体として破綻したことになります。将来負担比率は、350%以上になると早期健全化団体となります。安中市はこれらの基準からすると、各指標は十分に下回っていますが、今後の財政の見通しを考えると安穩としてはられません。

【図表-9】 財政指標の推移



出典：財政課資料

【図表－10】 県内 12 市の主な財政指標（平成 25 年度）※どの指標も低い方が良い。

単位：％

市 名	実質公債費 比率	順位	将来負担 比率	順位	経常収支 比率	順位
前橋市	8.9	9	70.8	9	88.9	2
高崎市	7.7	6	36.6	6	89.3	4
桐生市	6.5	3	31.0	5	89.5	5
伊勢崎市	7.2	4	38.8	7	93.6	8
太田市	7.7	6	86.8	12	92.0	7
沼田市	13.1	12	86.2	11	97.7	11
館林市	5.1	1	77.8	10	97.1	10
渋川市	8.4	8	40.1	8	89.5	5
藤岡市	10.8	11	25.5	4	95.0	9
富岡市	10.3	10	11.6	2	89.2	3
安中市	7.3	5	15.2	3	103.8	12
みどり市	5.3	2	—	1	87.5	1

出典：群馬県市町村課資料

3 行政改革の必要性

「これまでの行政改革に対する取り組み」や「本市を取り巻く現況」を踏まえると大きく二つにまとめることができます。

一つは、行政の効率化に向けた側面です。市民ニーズはこれまでより高度化・多様化する可能性が高く、財政面では歳入の減少が予想され、本市としては積極的に立ち向かわなくてはなりません。そのためには、減少傾向にある行政のマンパワーを補完するために職員の一層の資質を向上させ、公と民の役割をもう一度チェックし事業の見直しやアウトソーシング*⁹を行い、効率化を進めることが必要です。

もう一つは、市民の自立という側面です。先進的な安中市になるためには、「住民エゴ」を行政に突きつけるのではなく、市民の間でよく議論を行い、地域全体のニーズとして洗練された「市民ニーズ」を行政に提案する市民になることも求められます。行政へ依存する市民ではなく、自らの地域を自らの手で構築する市民となっただく必要があります。市民団体やNPOはその担い手となる可能性が高いといえます。市民団体やNPOは行政が協働する際の重要なパートナーですが、本市ではそれらが未成熟でありその立ち上げ支援やその後の支援を行う必要があります。そういった支援にはさらなるマンパワーが必要です。

このため、これまでの取り組みを検証し時代に即した内容で行政改革に取り組む必要があります。行政評価*¹⁰などを通じて事務事業を見直すとともに、行政改革推進項目も見直し目標の達成を目指します。

II 行政改革推進項目

1 市民ニーズの把握と協働

効率的な行政運営を行うためには、市民のニーズを間断なく的確に把握し優先順位を決め適切に対応することが求められます。このため、市民ニーズを市政へ反映させる仕組みを整えるとともに、その環境作りのために市民への情報提供を積極的に行います。

また、行政と市民の受け持ち分野を適切に見直すことで、慣性で行われている事業を廃止し、一方で市民が積極的に行政に参加する場の醸成や参加機会を設けることができます。このことにより「人と人とを結び、活力あるまちづくり」が可能となり、協働によるまちづくりが推進されると同時に、事務事業の適正化も図ることができます。

(1) 市民にとってわかりやすい形での情報の提供等

行政が市民のニーズを収集したり、市民と協働したりするためには、現在の市が置かれている状況や市で行っていることについて、わかりやすく市民に伝える必要があります。そのためには必要な情報を市民目線でわかりやすく整理し発信することが必要です。

国や県から来る支援・施策についての情報を提供するとともに、支援と市民ニーズを的確に結びつけるサポートをすることが必要です。

(2) 市民ニーズを間断なく把握

行政は情報を発信しそれに対する市民からの反応を間断なく受け取る仕組み作りが必要です。担当課が違うことを理由にたらい回しにするのではなく、いったん市民の意見やニーズを担当に関わらず受け取る必要があります。

そのためには、たとえばパブリックコメントを随時募集すること、新聞を利用して行政の意見広告を掲載すること、市民ニーズの把握のための専従窓口を用意することなどが考えられます。持ち込まれたニーズは本当に市民ニーズなのか特定の住民のエゴなのか、市民ニーズであった時には行政の総合計画等の諸施策の中のどこに位置づけるのか、その緊急性や重要性もにらみながら政策に生かしていく必要があります。

(3) 市民が意見のしがいのある行政をめざして

市民が意見してもそれが生かされなければ市民の情熱は消えてしまい協働の端緒もなくなってしまいます。市民からの声にすぐ対応し、市民の意見が生かされたか

どうか分かる仕組みを整備します。もちろん住民エゴではない市民ニーズをきちんと把握し施策に取り込んでいくことが重要です。

(4) 市民のやりがいと市民力を引き出す仕組み作り

以上のような行政側の仕組みばかりでなく、市民の力を引き出すことが重要です。たとえば退職された年長者の方々の知見と力を、昔の寺子屋のような場で活用させてもらうことも必要です。

こういったボランティアやNPOの足腰を強くするためには中間組織の設置は今後必須となります。

2 職員の資質向上と人事制度

多様な市民ニーズに対応するためには、市民団体・NPOなど協働の相手となる新たな公を育成する必要があります。庁内でも協働に積極的に取り組む土壌を作る必要があります。人員削減の中で仕事量は増えるわけですから一人一人の資質をさらに向上する必要があります。そして各職員が仕事にやりがいを持てるよう、人事評価についても透明性を確保する必要があります。

(1) 市民と同じ目線で考える人材育成・職員の資質向上

行政の都合を優先するのではなく、まずは市民の立場に立って考えることが必要です。また、市民目線と離れた行政特有の思考パターンに陥っていないか、常に意識する必要もあります。

市民団体や地域住民と一緒に事業を行うためには、日頃からそれらの団体とのネットワークを構築する必要があります。また、民間企業との人事交流を行うなどして民間目線での仕事の見直しを行うことも必要です。

(2) 既得権益にも対抗できるしっかりとした職員の育成

声の大きな人にも論理的に対抗でき、相手を説得できる分析力と説明力の育成をすることが必要です。長年の慣性で行っている事業についてもきちんと見直しその根拠をしっかりと説明できる必要があります。

(3) 人事制度の見直し

一般論として、市民目線では人事制度は閉ざされたイメージが持たれているようです。今後は人事評価が制度化されますので、評価制度の透明性を確保するとともに、働いただけの評価が得られやりがいを持てるような人事制度の確立が必要です。

3 効率的・弾力的かつ機動性のある組織の整備

マンパワーが不足する中で、業務が「縦割り」になり非弾力的になること、必要性が検証されずに慣性で行っている事業があること、は避けなくてはなりません。そのためには事業をPDCAサイクル^{*11}で見直すこと、公共部門の役割を時代とともに見直していくこと、アウトソーシングや指定管理者制度^{*12}に馴染むものがあれば積極的に外部に委託すること、が必要です。

(1) 進捗管理とPDCAサイクル

事業見直し、外部評価、審議会などで得られた知見がどのようにその後の計画に活かされているか、また長期間にわたって停滞している事業をきちんと見直しているか、などきちんとPDCAサイクルに乗せて検討することが必要です。

(2) 組織の弾力的運用

一時的に業務が繁忙となる場合や、協働などあらたな事業を立ち上げるのにマンパワーが不足する場合に、人員の配置について積極的な弾力的運用を行うことが求められます。

市有施設への指定管理者制度の導入は既に行われていますが、今後は、同制度が馴染む分野と馴染まない分野を明確にし、指定管理者制度を含めアウトソーシングの活用を積極的に図り合理化に努めることが必要です。

さまざまなしがらみによって慣性で行われている事業については、第三者委員会に諮るなどして外部の意見を取り入れることが必要です。

(3) 機動性のある行政運営

市民ニーズが高度化・多様化することによって、どういった行政サービスを行えば市民ニーズにマッチするのかが分かりづらい社会になってきています。しかしながら消極的に前例踏襲で事業を行ってはい社会の変化に対応することはできません。積極的に事業のスクラップ・アンド・ビルド^{*13}を行い、万が一行った事業に間違いがあれば潔く認め次に生かす姿勢で臨む必要があります。

4 健全な財政運営

少子化・超高齢社会の進展に伴う税収の減少及び社会保障関連経費の増加が加速する中、安定した行政運営を行うためには財政の健全化は欠かせません。補助金や使用料・手数料の見直しを積極的に行い更なる歳出削減を進めるとともに、歳入の確保にもこれまで以上に力を入れる必要があります。

また、財務諸表^{*14}の整備・分析を進めるとともにファシリティマネジメント^{*15}を推進し、資産や債務の適正な管理を行い財政の健全化を図ります。

さらに、地方公営企業や第三セクターの経営についても、健全化・効率化に努めます。

(1) 歳出の削減と財源の確保

庁舎の光熱費や事務用品など直接市民サービスに関係しない経費の節約は言うまでもありませんが、各種団体等へ支出している補助金のあり方についても見直しを行い、歳出の削減に努めます。補助金は一定の期間が経過したらゼロベースで見直すというサンセット方式を採用することが必要です。

また、市有施設の使用料や各種手数料についても、より公平性を確保するため見直しを行うとともに、広報紙やホームページへ有料広告を掲載するなど自主財源の確保に努めます。

そして、現在作成している財務諸表をさらに充実させ、本市の現状と将来に関する分析を進めることにより総合的な財政の健全化を図ります。

(2) 市有施設の適正な管理

老朽化した市有施設については、他の施設との統合や施設そのものの廃止を含めた検討が必要となります。また、ファシリティマネジメントを推進し、資産の有効活用を図ります。

これらに資するため、施設やインフラに係る固定資産台帳の整備を進め、資産の適正な管理に努めます。

(3) 地方公営企業・第三セクターの経営の健全化

地方公営企業については、本来の目的である公共福祉の増進を念頭に健全な経営を行わなければなりません。今後地方公営企業法が適用される見込みの下水道事業を含め、経営方針の見直しやアウトソーシングの活用など、経営の健全化を図ります。

第三セクターについては、運営状況や経理状況のチェックを強化するとともに、民間への譲渡や完全民営化を視野に入れた検討を進めます。

Ⅲ 推進方法

1 計画の期間

本大綱の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

2 実施計画の策定

本大綱の推進を図るため、具体的な取り組み項目や目標を示す「実施計画」を策定します。

3 実施状況の公表

計画の実施状況は市ホームページにて公表します。

4 進行管理

本大綱及び実施計画は、行政改革審議会（附属機関）及び行政改革推進会議（庁内組織）の両機関からの指導を受け、総務部企画課において管理します。

— 資 料 編 —

1 第2次安中市行政改革大綱策定の経過

年月日	内容等
平成26年 5月28日	市長から安中市行政改革審議会会長に第2次安中市行政改革大綱の策定について諮問
平成26年 5月28日	第23回安中市行政改革審議会開催 (第2次行政改革大綱策定に係る部会の設置を決定)
平成26年 6月18日	第1回安中市行政改革審議会行政改革大綱策定検討部会開催 (部会長・副部会長の選出、策定方針の確認等)
平成26年 7月28日	第2回行政改革大綱策定検討部会開催 (行政改革大綱(たたき台)の協議)
平成26年 8月19日	第3回行政改革大綱策定検討部会開催 (行政改革大綱(たたき台)の協議)
平成26年 9月29日	第4回行政改革大綱策定検討部会開催 (行政改革大綱(たたき台)の協議)
平成26年10月20日	第5回行政改革大綱策定検討部会開催 (行政改革大綱(たたき台)の協議)
平成27年 2月 2日	第6回行政改革大綱策定検討部会開催 (行政改革大綱(素案)の確認)
平成27年 2月18日	第24回安中市行政改革審議会開催 (行政改革大綱(案)の確認)
平成27年 2月24日	第2次安中市行政改革大綱(案)を答申
平成27年 3月 4日	第2次安中市行政改革大綱の決定

2 安中市行政改革審議会 行政改革大綱策定検討部会員

(敬称略)

役 職	所属等	氏 名
部 会 長	群馬大学社会情報学部 准教授	小 竹 裕 人
副部会長	中小企業診断士	茂 木 三 枝
部 会 員	安中市婦人団体連絡協議会 副会長	千 葉 桂 子
	安中市商工会 会長、安中市観光協会 会長	武 井 宏
	公認会計士・税理士	田 島 龍 一
	人権擁護委員	松 井 忍

— 用語解説 —

用 語	説 明	頁	
*1	高齢化率	総人口に対する 65 歳以上の人口が占める割合のこと。	2
*2	合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとしたときの子ども数に相当する。	2
*3	超高齢社会	高齢化率が 21% を超えた社会のこと。高齢化率が 7% を超えた社会を「高齢化社会」、14% を超えた社会を「高齢社会」という。	5
*4	合併算定替	合併した市町村における普通地方交付税の算定の特例措置で、合併前の市町村が存続したと仮定し、合併前の市町村ごとに普通地方交付税の額の基準となる財源不足額を算出し合計する。一般に、合併後の新団体において算出する一本算定に比べ交付額が多くなる。	7
*5	財政の健全化を判断する 4 つの指標	財政健全化判断比率といい、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標のことで、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 つを指す。実質赤字比率は、一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計において生じている赤字の大きさを、当該地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。連結実質赤字比率は、公営企業を含む全会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの。本市の場合は赤字額が算出されていないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は生じていない。	7
*6	実質公債費比率	地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、当該地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。通常 3 年間の平均値で表す。	7
*7	将来負担比率	地方公共団体の借入金（地方債）など現在から将来にわたって抱えている負債の大きさを、当該地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの	7
*8	経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する指標。人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費に、市税や地方交付税などの一般財源がどの程度使われているかを算出したもの。比率が低いほど財政運営に余裕があり、独自の政策に使える費用が多くあることを示す。	7

*9	アウトソーシング	これまで地方公共団体が企画・立案から実施まで、全て職員により行ってきた仕事のやり方を改め、民間事業者などの外部の知見や能力を活用する方法。外部委託、指定管理者制度、地方独立行政法人制度、市場化テスト（公共サービス改革法）など様々な手法がある。	9
*10	行政評価	市が各種の事業を行った結果、その成果が十分上がっているかを検証することによって、より効果的・効率的な事務事業の執行に結びつけようとする手法の1つである。	9
*11	P D C A サイクル	<u>P</u> lan（計画）、 <u>D</u> o（実行）、 <u>C</u> heck（評価）、 <u>A</u> ction（改善）の一連のサイクルのことで、それぞれの頭文字からP D C Aサイクルという。	12
*12	指定管理者制度	公の施設の管理を、設置者である地方公共団体の指定を受けた団体が「指定管理者」として代行する制度のこと。	12
*13	スクラップ・アンド・ビルド	老朽化した施設を取り壊し新たな施設を建設すること。また、既存の事業を廃止して新たな事業に着手すること。	12
*14	財務諸表	企業会計の考え方を反映させた財務書類4表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）を指す。	13
*15	ファシリティマネジメント	土地・建物などの資産を、経営的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用し最適化する手法のこと。	13